



び供血あつせん業取

→

○議長(井上裕君) 時間もなく投票を終了いたしました。  
投票開始

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま  
す。 [投票終了] 一〇三票を絶対多数とし、議案を可決する。

贊成

よって、両決議案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) ただいまの両決議に対し、外務大臣から発言を求められました。川口外務大臣。

〔國務大臣川口順子君登壇、拍手〕  
○國務大臣(川口順子君) ただいまの両御決議に  
対しまして、所信を申し述べます。

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議につきましては、政府いたしましてもパレスチナ情勢の深刻な現状を強く憂慮しており、私のイスラエル、パレスチナ両当事者との会談や電話会談、また茂田前大使の現地派遣等を通じ、これまで事態の打開のために真剣な取組を行つてきました。

政府といたしましては、ただいま押さえ込まれました御決議の趣旨を体し、現在激化している暴力の悪循環を断ち切るために、米国を始めとする関係国と協力しつつ、イスラエル、パレスチナ双方にに対する働き掛けを更に強化することも、一日も早く和平交渉が再開し、その結果イスラエルとパレスチナ両国家の和平共存が実現するよう、可能な限りの努力を行っていきたいと思います。

次に、日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議につきましては、政府は、拉致問題は、国民の生命にかかる重要な問題であるとの認識の下、從来より、日朝国交正常化交渉等の場において、北

朝鮮に対し、日朝関係を改善していくに当たり拉致問題を決して避けて通ることはできない旨繰り返し説明し、その解決を強く求めてきたところであります。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を踏まえ、引き続き、日朝国交正常化交渉の進展に粘り強く取り組み、こうした努力を通じて拉致問題を始めとする人道上の問題や安全保障上の問題の解決を目指す所存でござります。(拍手)

朝鮮に対し、日朝関係を改善していくに当たり、拉致問題を決して避けて通ることはできない旨繰り返し説明し、その解決を強く求めてきたところであります。

このため、今回の改正では、医療機器に関する規制の見直しや生物由来製品の特性に着目した安全部確保のための措置を講ずるとともに、医薬品、医療機器等の承認・許可制度の再構築を行い、併せて安全な血液製剤の計画的な供給の確保等を図ることとしております。

質疑の通告がござります。順次  
山本孝史君。

締法の一部を改正する法律案の趣旨でございま  
す。何とぞよろしくお願ひを申し上げます。(拍手)

〔山本孝史君登壇、拍手〕  
○山本孝史君 山本孝史でござります。

○議長(井上裕君)　この際、日程に追加して、  
　　薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。坂口厚生労働大臣。

[國務大臣坂口力君登壇、拍手]

まして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、バイオ、ゲノム等の様々な科学技術を使った医薬品、医療機器等が開発され、その製品も多様化している状況の中で、それぞれの製品の特性に応じて品質、有効性及び安全性を確保していくことが求められております。

また、医薬品、医療機器等について、市販後安  
全対策の一層の充実を図るとともに、企業形態の

多様化等への対応・国際的な整合性の確保等の観点から、現行の承認・許可制度の見直しを行う必要があります。

さらに、血液製剤についても、非加熱型を除いては、HIVによる感染問題等を踏まえ、その安全性の向上に加え、安定供給の確保を図るための法的な枠組みの整備が求められております。

規制の見直しや生物由来製品の特性に着目した安  
全確保のための措置を講ずるとともに、医薬品、  
医療機器等の承認・許可制度の再構築を行い、併  
せて安全な血液製剤の計画的な供給の確保等を図  
ることとしております。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説  
明申し上げます。

第一に、医療機器に關し、高度管理医療機器等  
について販売等の許可制を導入するとともに、指  
定管理医療機器等について厚生労働大臣による承  
認制度から認定認証機関による認証制度への移行  
を図るなど、それぞれの特性を踏まえた安全対策  
を講ずることとしております。

第二に、人や動物等に由来するものを原材料と  
して製造される生物由来製品につきまして、原材  
料の採取及び製造に関する附加的な基準を設ける  
とともに、感染症定期報告制度を導入するなど、  
原材料の採取から市販後の段階に至る安全対策の  
強化を図ることとしております。

第三に、医薬品等の承認・許可制度に関し、從

來の製造業の許可制度を再編して、市販後の安全確保の管理体制の整備されていること等を要件とする製造販売業の許可制を導入するなど、総合的な見直しを行なうこととしております。

給計画の策定等を通じて、献血の推進を始めとする血液事業の適正な運営の確保を図ることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、薬事法の改定に係る事項につきましては、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

とし 拙直及び併せて「七人委員会の引受け」する事項については、「一部の事項を除き、公布のコ  
から起算して一年を超えない範囲内において政令  
で定める日からとしております。

ための血液も含めて、医療に必要な血液はすべて献血で厚生大臣に意見具申しましたが、政府はこれを無視し、原料血漿の輸入が決定をされました。そして同じ年、ベトナム戦争が終結をし、行き先を失った大量の血液製剤が日本に流入して、悲惨な薬害エイズを招いたのです。

血液には未知の病原体が潜んでおり、より安全な血液は献血によって得られるというのは常識です。昭和六十三年のエイズ予防法の審議に際しても、衆参の社会労働委員会で決議がなされ、国内自給を求めていました。

しかしながら、一般提出された改正案では、第三条「基本理念」には、血液製剤は、原則として国内外で行われた献血によって得られた血液を原料として製造されるとともに、「まだ原則として」との表現にとどまっています。

そこで、坂口厚生労働大臣にお尋ねをします。これまで何度も厚生大臣の諮問機関などから答申や勧告がなされても、なぜ献血による血液製剤の国内自給は達成されなかつたのでしょうか。

そもそも国は、すべての血液製剤を国内で得られた献血によって賄うという考えはあるのですか。あるのであれば、原則として法律に書くべきことは、血液製剤の輸入禁止ではないでしょうか。そして、本法で規定される需給計画において、国内献血による血液製剤全量確保への道筋を明確にすべきではないでしょうか。坂口大臣の御答弁をお願いいたします。

その際に問題になるのは、遺伝子組換えによる血液製剤の安全性の問題です。

厚生労働省は、遺伝子組換えによる血液製剤は一〇〇%安全だと言います。私は、それらの製剤も安全性が確認されているわけではないと考え、遺伝子組換え製剤も特定生物由来製品として扱うべきだと考えます。坂口大臣の御答弁をお願いします。

当初、厚生労働省は、本法で定められる需給計画に、採血業者が原料血漿を血液製剤製造業者に

提供する際の標準的な価格、標準価格を盛り込むこととしていました。しかし、価格、原料血漿提供契約など、原料血漿の配分に関する規定は省令に定められることになりました。それによって、私は、献血によって原料血漿の配分に関する情報の開示を積極的に行わないようでは、献血者の増加にはつながりません。需給計画に、採血業者が原料血漿を血液製剤製造業者に提供する際の標準価格を盛り込むべきだと考えますが、御所見をお聞かください。

また、ヒトの血液で製造された血液製剤の供給によって利益を生じないようにするには、供給を民間業者に任せせるのではなく、公的機関が一元的に担う制度を確立すべきではないでしょうか。望ましい血漿分画製剤の製造並びに供給の在り方にについて、坂口大臣の答弁を求めます。

現在、血友病Aの治療薬の七割を輸入の遺伝子組換え製品が占めていますが、昨年三月、国内市場の四割を占めるバイエルの第八因子製剤コージネイトの日本への供給が、相手方の事情により突如ストップをいたしました。

WHOは、一九七五年に、無償を基本とする国営の血液事業を推進することとの勧告を行っていますが、重要な医薬品の供給が外国の血液事情に左右される事態は問題ですし、人道的に見ても必要な血液は国内で賄うべきです。遺伝子組換え製剤に過度に依存することの危険性も明らかになります。

そこで、官房長官にお尋ねをいたします。

危機管理の観点からも、血液製剤は、感染症のワクチンなどとともに、国が積極的に関与をして製造・備蓄する体制を整えるべきではないでしょうか。

また、本法では、生物由来製品の安全監視機関を薬事・食品審議会に置くことになっていますが、旧ミドリ十字のフィブリノゲンによ

るC型肝炎感染に対する中央薬事審議会の対応を見ていますと、審議会が安全性確保の機能を十分に果たすとは思えません。血液製剤を含む医薬品の安全監視は、国、日赤、患者団体等による首相に直属をした常設の監視機関を設置して行うべきと考えますが、御見解をお伺いします。

日本国内で使用されるグロブリン製剤の三割、アルブミン製剤の七割が輸入品です。使用量は都道府県格差が大きく、厚生省調査では、アルブミンの使用量は最大と最小で九倍、グロブリンは六倍の開きがあります。かねてから医療機関での血液製剤の使い過ぎが指摘されていますが、全く解消されていません。血液製剤の使用に関するガイドライン等をいかなる措置によって医療機関に遵守させるのか、坂口大臣には、具体的にその方策をお示しください。

血液製剤使用者の救済について、厚生労働省では次期通常国会での関連法案の提出を予定していると承知いたしておりますが、血液製剤による健診被害を製造・供給業者の拠出金でカバーするのはいささか無理があるというふうに思います。国も一定の割合で拠出する無過失救済制度の創設を検討すべきと考えます。

また、旧ミドリ十字のフィブリノゲンがどのようなくわれてきたのか、なぜ国の対応が遅れたのか、実態を早急に解明すべきです。また、注射針の打ち回しなどが行われてきたことは、C型肝炎感染者の大量発症も今後予想されます。早期に治療ができるよう、二十歳以上の者を対象に公費による検査を実施すべきです。厚生労働大臣のお考えをお聞かせください。

一方、献血者の被害救済については、採血事業者が措置すべきと厚生労働省はお考えですが、献血を国家事業と考えるならば国が責任を持つべきです。坂口大臣の見解を伺います。

また、本法では、生物由来製品の安全監視機関が求められていますが、どちらも一〇〇%達成かはほど遠い状況です。今後の対応策も含めて、

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

大臣の御所見をお聞かせをください。

最後に、新薬の開発や再生医療の進歩につながるバイオ産業政策の課題について、経済産業大臣にお尋ねをします。

政府は、現在は市場規模一・三兆円規模のバイオ産業を二〇一〇年には二十五兆円にまで増大する目標を立てています。今後、どのような施策を講じるのか、また、解決するべき課題は何か、経済産業大臣のお考えをお聞かせをください。

イギリスの社会学者ティトマスは、献血を健康な人から患者に贈られる無償の贈り物と定義をして、利他的なギフトリーショーンシップこそ貨幣経済中心の現代社会において必要とされる関係だと論じました。

ところがどうでしょうか、日本は、世界じゅうから原料血漿や血液製剤を買いまさり、貴重な資源を浪費をしていています。そんな日本人の生き方を、本法律案の審議を通じて真剣に問い合わせ、正していくではありませんか。

悲惨な薬害をこれ以上起こないこと、献血による国内自給体制の推進によって血液製剤による健康被害を防止すること、医療事故を少しでも減少させることを願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

[國務大臣坂口力君登壇、拍手]

○國務大臣(坂口力君) 山本議員から多くの質問をちょうだいをいたしましたが、まず、血液製剤の献血による国内自給についてのお尋ねがございました。

輸血用血液製剤及び一部の特殊な製剤を除きましては、国内自給が既に達成をされているところでございます。しかし、一方におきまして、アルブミン製剤及び免疫グロブリン製剤につきましては、製剤の種類に応じた使用の適正化や献血の推進に努めてきました結果、その自給率は上昇してきておりますが、現状では国内の自給を満たすだけの献血血液が得られ

ていないことから、依然として輸入に依存をしているところでございます。

血液製剤につきましては、特殊な製剤であつて、国際的公平性等の観点から、国内の献血による血液を原料として製造されるべきであると考えております。このため、改正案におきましては、国内自給の原則を基本理念として規定をし、今後異なる取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

国内自給の達成方法についてでございますが、御指摘のように、法律によります血液製剤の輸入を直接禁止することは、輸出入に関する数量制限を一般に廃止することとしますいわゆる関税及び貿易に関する一般協定の趣旨に照らしまして困難であると考えております。

今回の改正案につきましては、国が基本方針において、血液製剤の中長期的な需給見通しでありますとか献血の推進や適正使用に関する事項を定めますとともに、国の献血推進計画や採血事業者の献血受入計画におきまして献血確保量等を定めますとか献血の計画的な確保、血液製剤の適切な献血受入計画におきまして献血確保量等を定めますとともに、関係者の協力を得まして、献血の計画的な確保、血液製剤の適正使用を推進すべき旨を規定しますとともに、国が策定します基本方針においても適正使用に関する事項を定めることいたしております。

今後、これらに基づきまして、血液製剤の使用に関しますガイドライン等の策定、見直しを行いますとともに、その周知を図り、適正使用の推進を一層努めてまいりたいと考えているところでございます。

血液製剤の適正使用についてのお尋ねがございました。

これまで、昭和六十一年に血液製剤の使用基準を定めまして、医療機関への周知を図りますなど、適正使用を推進しておられます。一定の成績を上げてきたところでございます。

今回の改正案におきましては、法の目的、基本理念及び医療関係者の責務として、血液製剤の適正使用を推進すべき旨を規定しますとともに、国が策定します基本方針においても適正使用に関する事項を定めることいたしております。

今後、これらに基づきまして、血液製剤の使用

実施することが適当であると考えております。

原料血漿の配分あるいはまた製造・供給体制についてのお尋ねがございました。

血液製剤につきましては、特殊な製剤であつて、国内製造が困難な場合等を除きまして、倫理性、

血漿分画製剤の製造及び供給体制の在り方につけましては、これまで様々な議論が行われてきておりますが、意見が一致していないことから、今後、関係者によります検討会において改めて検討を行うこといたしております。

また、今回の法案に基づきます血液製剤の需給計画につきましては、公開の審議会での御議論をいたいた上で、原料血漿の配分量、標準価格等などを定めることとしておりまして、これによりましてシステムの透明化の確保を図つてまいりたいと考えております。

血液製剤の適正使用についてのお尋ねがございました。

これまで、昭和六十一年に血液製剤の使用基準を定めまして、医療機関への周知を図りますなど、適正使用を推進しておられます。一定の成績を上げてきたところでございます。

今回の改正案におきましては、法の目的、基本理念及び医療関係者の責務として、血液製剤の適正使用を推進すべき旨を規定しますとともに、国が策定します基本方針においても適正使用に関する事項を定めることいたしております。

今後、これらに基づきまして、血液製剤の使用

づきます共同事業という形での救済事業を行つことは十分な合理性があるとされているところあります。

また、この報告書におきましては、医薬品副作用被害救済制度と同様に、事務費の一部を国庫負担するということも考慮されるごとあります。

いずれにいたしましても、今後、この報告書を踏まえまして、更に検討を進めてまいりたいと考えております。

フィブリノゲンの問題については、現在、昭和五十二年の米国食品医薬品局によります米国製のフィブリノゲン製剤の製造承認の取消しから以降の状況につきまして、日本の製剤メーカーに対します報告を求めるところとともに、海外規制当局や当時の省内関係者等に対しまして、事実関係の調査を行う準備を進めているところでございます。可能な限り速やかに調査を実施し、結果を取りまとめて公表したいと考えております。

C型肝炎の検査につきましては、四十歳代前後から肝炎が進行して、六十歳、六十五歳から肝がんが発生する場合が多いとの指摘がありますことから肝炎検査を開始したいと考えています。三十歳以上の被保険者等を対象とする政府管掌健康保険の一般健診や、四十歳以上を対象とした老人保健事業の健康診断において、それぞれ検査を開始したいと考えているところでございます。

献血者の被害救済についてのお尋ねがございました。

血液製剤の国内自給を推進していくためには、安心して献血に協力していただける体制を整備することが重要であります。このため、献血時に生じる可能性がある健康被害の補償につきましては、採血業に関する厚生労働省令で位置付けまして実施することいたしております。

今後、献血受入れの主体であります日本赤十字社において適切な補償の仕組みを構築することが

ます。

特に、血液由来成分を添加物として用いております場合には、最終製品としてのリスクが血液製剤等と同様な遺伝子組換え製剤については、薬事・食品衛生審議会の意見を聞きました上で、特副作用被害救済制度と同様に、生物由来製品の開発、生産、供給を担います企業の社会的責任に基

できるよう、国としても日本赤十字社と十分協議を進めてまいりたいと考えております。

医薬品等の副作用報告についてのお尋ねがございました。

厚生労働省に対します副作用情報の報告は、平成十二年度におきまして、製造業者からは二万一千三百件、医療機関からは五千三百件の報告がございました。この報告を始めました当初から比較をいたしますと大きくその数が増えているところでございまして、今後もこうしたことを更に進めさせていただいと考えております。

いわゆるいたしまして、医療機関からの直接の副作用報告は、製造業者等からの報告と併せて医薬品の安全対策を講じる上で基本的に大変重要なことでござりますので、今後ともその点を進めまして、医療機関からの報告を法律上も明確に位置付けているところでございます。

治療制度につきましては、治験の倫理性を担保しますとともに、被験者の安全を確保する観点から、平成八年改正により厳格性を図ったところでございます。

一方、重篤な疾患に罹患をしまして、他に代替できる治療法がないため生命の危険がある場合等につきましては、特別的に、重篤な疾患に苦しむ患者の方々に治療の可能性を提供できる仕組みが必要という指摘もあり、今回の改正案におきまして制度の見直しを図ることとしたところでござります。

この制度の実施に当たりましては、緊急やむを得ない場合に限るとともに、未承認薬を無原則に使用されることのないよう条件を限定したいと考えております。被験者に対するインフォームド・コンセントが必ず行われることも重要でございますし、万が一問題が生じました場合には、厚生労働大臣に報告がなされ、治験の中止や変更等を指示できることといたしているところでござい

ます。  
臨床工学技士についてのお尋ねがございました。

臨床工学技士につきましては、生命維持管理装置以外でも、一部の医療機器を除きまして操作等を行いうことが可能であることから、現行の業務範囲において十分にその役割を果たせるものと考えております。

また、各病院の機能は様々でありますとして、生命維持管理装置の操作等に専従する者の配置は必ずしも要しない場合もありますことから、すべての病院において一律にその配置を義務付けることは適当ないと考えております。

最後に、小児医療医薬品の開発、供給についてお尋ねがございました。

小児用の医薬品、医療用具の開発や供給を促進することは、安全で効果的な小児医療を提供する上で大変重要であります。これまでにも承認申請資料として利用できる臨床データの範囲を拡大するなど、承認取得を促進するための対策を進めてきたところでござります。

また、小児用の医薬品等のように、企業の開発意欲が乏しい分野におきましても開発が促進されるよう、今回の改正案におきましては、企業のみならず、医師等も主体的に治験を行えるようにしたところでございます。さらに、本年度からは、小児用の医薬品等の臨床研究に研究費補助を行うこととしており、これによりまして小児用の医薬品等の開発、供給の促進に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、取り急ぎましたが、御答弁を申し上げさせていただきました。(拍手)

○國務大臣(福田康夫君) 山本議員にお答えいたしました。

〔國務大臣福田康夫君登壇、拍手〕

以上、取り急ぎましたが、御答弁を申し上げさせていただきました。(拍手)

この制度の実施に当たりましては、緊急やむを得ない場合に限るとともに、未承認薬を無原則に

使用されることのないよう条件を限定したいと考

えております。被験者に対するインフォームド・コンセントが必ず行われることも重要でござ

いますし、万が一問題が生じました場合には、厚

生労働大臣に報告がなされ、治験の中止や変更等を指示できることといたしているところでござい

ます。  
需給計画を策定することとされております。

特に、需給計画につきましては、予想外の要因により血漿分画製剤の供給に支障を来すことがないよう、需給動向を的確に把握し、製造業者等に取組を支援してまいりたいと存じます。(拍手)

また、各病院の機能は様々でありますとして、生命維持管理装置の操作等に専従する者の配置は必ずしも要しない場合もありますことから、すべての病院において一律にその配置を義務付けることは適当ないと考えております。

最後に、小児医療医薬品の開発、供給についてお尋ねがございました。

小児用の医薬品、医療用具の開発や供給を促進することは、安全で効果的な小児医療を提供する上で大変重要であります。これまでにも承認申請資料として利用できる臨床データの範囲を拡大するなど、承認取得を促進するための対策を進めてきたところでござります。

また、小児用の医薬品等のように、企業の開発意欲が乏しい分野におきましても開発が促進されるよう、今回の改正案におきましては、企業のみならず、医師等も主体的に治験を行えるようにしたところでございます。さらに、本年度からは、小児用の医薬品等の臨床研究に研究費補助を行うこととしており、これによりまして小児用の医薬品等の開発、供給の促進に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、取り急ぎましたが、御答弁を申し上げさせていただきました。(拍手)

○國務大臣(遠山敦子君) 山本議員にお答えいたしました。

〔國務大臣遠山敦子君登壇、拍手〕

以上、取り急ぎましたが、御答弁を申し上げさせていただきました。(拍手)

この制度の実施に当たりましては、緊急やむを得ない場合に限るとともに、未承認薬を無原則に

使用されることのないよう条件を限定したいと考

えております。被験者に対するインフォームド・コンセントが必ず行われることも重要でござ

りますし、万が一問題が生じました場合には、厚

生労働大臣に報告がなされ、治験の中止や変更等を指示できることといたしているところでござい

るところでござります。  
薬害の発生防止及び救急救命率の向上は重要な課題でございまして、我が省いたしましては、財政事情を勘案しながら、今後とも各大学における取組を支援してまいりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣平沼赳天君登壇、拍手〕

バイオ産業の施策と課題と、こういう御質問でございました。

このいわゆるバイオ、生命というものは、二十一世紀はある意味では生命の世纪と、こういうふうに言われています。したがって、生命現象というものを解明して、そして、それが確立されると定期的な医療が実現をできる。さらには、人類の課題であります農業、食料、環境、こういった問題についても根本的な解決を図ることができます。

それを通じて大変大きな市場が創出される、こういったところでござります。

それをやるための課題、施策といたしまして、まずやらなければならることは、世界をリードする、今も一生懸命やっておりますけれども、世界をリードする研究開発体制、これをしっかりと構築をすること、そして二つ目は人材、これも世界レベルの人材と、そしてこれをしっかりとつなぐこと、つまり企業群といつもの輩出をしていかなければならない、これも大きな課題だと思っていま

す。

そこで、まず、研究開発の面からでありますけれども、その研究開発をスムーズに行うために

は、知的財産制度というものをしっかりと確立を

する、これも大きな課題でありますけれども、こ

のことをしっかりとやる。それから、産学官の連携

によりまして、大学には技術が蓄積されておりま

すので、大学発のそういう技術というものを

しっかりとこれまでの確立をしていく、こういったことを課題としてこなしていくことが大切だと思

います。

この改正案においては、需要に見合う血液製

それをやつしていくためには私どもとしては万全を期さなければならないと思っておりまして、そういうことをやるためにいわゆる政府が一体となつてきめ細かく対応していく、こういったことが必要だと思います。

また、この問題に関しては、山本議員御承知のように、例えばリスクを評価する、それをどうやって管理するか、あるいは安全性、そしてさらにはこのいわゆる生命倫理、こういったもの的重要な問題に関しての制度設計、制度整備というものをしっかりとやっていくことが私は必要だと思つております。このことにも全力を尽くしていかなければならぬと思います。

いざにいたしましても、経済産業省といましましては、政府一体となって、そして産学官の連携の中で、この二十一世紀、非常に大きな飛躍が期待でき、人類に福音をもたらすこの分野について全力を尽くしてやっていかなければならない、このように思つております。(拍手)

○議長(井上裕君) 広野ただし君。  
〔広野ただし君登壇、拍手〕  
○広野ただし君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の広野ただしです。

ただいま議題となりました薬事法・血液法の一部改正案について、国連を代表して、福田官房長官、坂口厚生労働大臣ほか、関係大臣にお尋ねいたします。

薬害エイズ、ヤコブ病、C型肝炎等の薬害被害は、罪もない人々に大きな被害を与え、尊い命までも奪う痛ましい社会事件を引き起こしました。そして、これに対応する政府の姿勢は、逃げ腰で、責任逃れに終始し、最後の最後になつて妥協を図るという、誠に見苦しく、国民の命を守るという重大な責務からほど遠い姿で、国民、患者の皆さんから強く非難されたところであります。

このことに関する政府の責任について、坂口大臣、そして福田官房長官から、それぞれ真摯な答

弁を求める次第です。

また、H.I.V.和解から既に六年も経過しています。そして、やつと本法の改正です。何と長い年月が空費されたのであります。過ちは二度と繰り返させないという患者及び関係の皆さんの切なる願いにどうしてもっと早くこたえることがで

きなかつたのか、坂口大臣に伺います。

本法とともに整備されるものと信じていた薬害、生物由来製品による健康被害救済制度は、一體いつになつたら確立されることとなるのでしょうか。野党は共同して衆議院にて議員提案していくが、一日も早く救済制度が整備されることを改めて政府に強く求めるものです。政府の明確な答弁を求めます。

先ほども話題になりましたが、人間の命と直結する血液の供給体制については、海外からの輸入に依存するのではなく、国内の自給体制を整えるべきであります。ところで、現在、国内で六百万人の献血を受けているが、これを一千万人とする計画は、うまくいけばよいのですが、絶にかいだもちに終わるのではないかでしょうか。

また、いざというときにきちんと追跡することができるように、献血国や採血地の表示を義務付けることをここではっきりと確約願いたいと存じます。

ところで、腎臓透析患者は毎年増え続け、現在、二十万人以上になっています。週に二、三日の透析に耐え、互いに励まし合って一生懸命に頑張っている患者さんの会に、腎臓の腎を取った「腎友会」というのがあります。私はその会の顧問をしておりますが、今年四月から、医療改革で、塩分の少ない食事療法が保険の対象から外されることとなつたと聞いています。長期療養の必要な患者にむち打つ仕打ちと考えますが、元に戻すよう再考を求めます。

二十一世紀は、バイオ、ゲノムの世紀。新薬開発のために衆志を結集すべきです。資源もない日本が発展するためには、人的資源、特に知的財産を活用、振興することが今後の重要な国家戦略です。その際、特許三法は経済産業省、著作権法は文部科学省、通信は総務省、薬事法は厚生労働省等々といったように、各省が繩張争いやセクショナリズムなっていることは大問題です。日本の将来的ために、各省、皆ベクトルをそろえて、知的財産振興のために邁進すべきです。官房長官の見解を求めます。

新薬開発の審査期間が欧米に比べ長い間に、海外で許可を、認可を取つてくるケースが多くなっています。日本はなぜ時間が掛かっていると言われます。日本では、臨床データ取得等の治験体制の整備が新薬開発の短縮には極めて重要なですが、文部科学大臣並びに坂口大臣の見解を求めます。

また、いざというときにきちんと追跡することができるように、献血国や採血地の表示を義務付けることをここではっきりと確約願いたいと存じます。

医療改革の名の下、明確な理念もなく、平成十四年度の薬価は平均七%引き下げられました。薬業界の中堅中小企業あるいは地場産業はどう生きるべきか、将来への指針を示してください。

医薬品産業は、バイオ、ゲノム、遺伝子の時代です。国際的な新薬開発競争、正にメガコンペティションの時代です。新薬の開発によって、がんや高血圧、心臓病等の難病に打ちかち、健康で、更に長寿化を達成できる可能性もあるわけですね。世界の医薬品メーカーがしきいを削つて研究開発を推進し、生き残りを懸けて合併連携や産業の再編がなされています。内外無差別、オーバー

後手後手に回ったB.S.E.対策や、J.A.S.法、食品衛生法等の縦割り的、無責任なばらばらの行政が食の安全に対する国民の信頼を裏切りました。アメリカF.D.A.、食品医薬品局のように、食品の安全や医薬品、医療機器、生物由来製品、血液製剤等の安全を国民の立場に立つて総合的、統一的に行う日本版食品医薬品安全庁を英断を持って設置すべきと考えますが、官房長官、坂口大臣、武部三大臣の見解を伺います。

数々の薬害健康被害が繰り返され、その場限りで何ら根本的な改革が実施されない惰性の政治。バイオ、ゲノムの新世紀は新薬創薬の新世紀ですが、これにも光と影があります。影の部分を国民の側に立つて消し去り、国民の健康と命を守つてこそ国民の信頼が得られる政治であります。

食の安全を損ね、国民から疑惑を持たれ、愛想を尽かされた政治、特定の利益集団のためにのみ走り回る族議員がばつこする政治。そして、そのことを国民から強く批判される政府が本当に国民の信頼を得るために、早く政権交代をし、新しい政権の下で日本を立て直すしか道はありません。さもないと、日本はただどんどんと坂道を転げ落ち、日本はただどんどんと駄目になる。このままの政治では大事な国民の政治と命は決して守れないということを強く強く訴えて、私の質問としたいと思います。(拍手)

〔国務大臣坂口力君登壇、拍手〕  
○国務大臣(坂口力君) 広野議員から十問ほどの御質問をちょうだいいたしました。

H.I.V.、ヤコブ、C型肝炎等の被害に関する政府の責任についてのお尋ねがございました。

血液製剤によりますH-I-Vの感染問題及びヒト乾燥硬膜によりますクロイツフェルト・ヤコブ病感染問題につきましては、それぞれ問題の背景等に異なるところがございますが、裁判所から御指摘いただきました責任を深く自覚し、反省すべきものであると考えております。

また、血液製剤によりますC型肝炎感染の問題につきましては、現在、日本の製剤メーカーに對しまして報告を求めますほか、海外規制当局や当時の省内関係者を対象といたしまして、事実関係の調査等を行つてあるところでございます。可能な限り速やかに調査をいたしまして、結果を御報告申し上げたいと思います。

厚生労働省といたしましては、これまで、薬事法に基づきます安全対策の強化を始め、医薬品等によります健康被害の防止のための各般の取組に最大限努めてきたところでございますが、今回この改正案によりまして、生物由来製品について、原料採取・製造段階から使用に至りますまで一貫して安全確保体制を導入するための措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

H-I-V感染問題を踏まえまして、医薬品等の全対策を充実させますため、平成八年には薬事法の改正を一度行つたところでございます。このときには、医薬品等の使用による感染症等が発生した場合や医薬品等を回収した場合、厚生大臣に報告することを製造業者等に義務付けるなどの措置を講じてきたところでございます。

今回の薬事法の改正におきましては、生物由来製品の開発の進展等も踏まえまして、更なる安全対策の強化の措置を講じようとするものでございました。

生物由来製品によります健康被害の救済制度についてのお尋ねがございました。

御指摘の救済問題につきましては、本年三月に研究会の報告がまとめられましたところであります。

血液製剤の国内自給についてのお尋ねがございました。現在、この報告書を踏まえまして更に検討を進めているところでございまして、来年の通常国会を目指として、新たな制度創設のための法律案を提出できるよう、最大限努力をしてまいりたいと考えております。

血液製剤の国内自給についてのお尋ねがございました。国内の献血によります血液を原料として製造されるべきである、血液製剤その他は国内の献血によって行なうべきであるという御指摘がございました。そこで、私も全くそのとおりだとうふうに思つていいわけがございます。先ほども山本議員からの御質問にもございました。

最大限この献血量を増やしていきたいというふうに思つておりますが、献血は強制するわけにはまいりませんし、これは善意にお待ちする以外にないわけでございますので、是非国民の皆さん方の御理解を得たいというふうに思つております。最近、若い人たちの献血がかなり減ってきておりますので大変憂慮をいたしております。したこともこれから検討を加えて、そして力を入れていきたいと考えているところでございました。

血液製剤の表示についてのお尋ねがございましたが、これは御指摘をいただきましたように、血液を外国で採取しました血液製剤につきましては、患者等の選択に資することができますよう

に、その採血国を製品の直接の容器等に表示をさ

せるという方向で現在検討をいたしております。

これは省令で定めたというふうに思つていると

ころでございます。

透析患者の食事療法についてのお尋ねがございました。

これは、従前は透析に長時間をしていたこと

を踏まえまして、食事加算という形で評価をして

ました。

透析患者の食事療法についてのお尋ねがございました。

これは、従前は透析に長時間をしていたこと

○國務大臣(福田康夫君) 広野議員にお答えいたしました。H.I.V.感染問題及びクロイツフェルト・ヤコブ病感染問題につきましては、それぞれの問題の背景等が異なりますが、裁判所から指摘された責任を深く自覚、反省すべきものと考えております。

また、C型肝炎感染の問題につきましては、現在、企業に対して報告を求めるほか、当時の厚生省内関係者等に対し、事実関係の調査を行う準備をしていると承知をいたしております。いずれにしましても、政府としては、これまでも医薬品等による健康被害の防止のための取組に極力努めてまいりましたが、御指摘の問題の重要性を自覚し、引き続き最善を尽くしてまいります。

次に、知的財産に関するお尋ねがございました。我が国産業の国際競争力を強化し、経済を活性化していくためには、研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護、活用していくことが重要であります。政府におきましては、本年三月から、内閣総理大臣の下に、阿部博之東北大学総長とする知的財産戦略会議を開催しており、知的財産政策の基本的方向も盛り込んだ知識的財産戦略大綱を七月を目途に策定し、世界有数の知的財産立国実現を図ってまいります。

次に、食品の安全性の確保及び医薬品の安全監視体制についてのお尋ねがございました。

先ほど厚生労働大臣からも御答弁がございましたけれども、政府としては、食品の安全性の確保に必要な新たな行政組織の在り方を中心に具体案を作成するため、去る四月五日に食品安全行政に關する関係閣僚会議を立ち上げ、第一回会合を開催したところでございます。新たな組織の具体的な方針については、今後関係閣僚会議において御

方針の取りまとめを行いたいと考えております。

また、医薬品については、安全性を確保する体制を厚生労働省において整えているところであります。

以上でござります。(拍手)

○國務大臣(遠山敦子君) 広野ただし議員にお答えを申し上げます。

まず、大学病院等の治験体制の整備についてのお尋ねでございますが、治験につきましては、新しい治療法の進展をもたらし、新薬の開発等を通して行なっていると承知をいたしております。いずれにしましても、政府としては、これまでも医薬品等による健康被害の防止のための取組に極力努めてまいりましたが、御指摘の問題の重要性を自覚し、引き続き最善を尽くしてまいります。

次に、知的財産に関するお尋ねがございました。我が国産業の国際競争力を強化し、経済を活性化していくためには、研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護、活用していくことが重要であります。政府におきましては、本年三月から、内閣総理大臣の下に、阿部博之東北大学総長とする知的財産戦略会議を開催しており、知的財産政策の基本的方向も盛り込んだ知識的財産戦略大綱を七月を目途に策定し、世界有数の知的財産立国実現を図ってまいります。

次に、食品の安全性の確保及び医薬品の安全監

り巻く環境は大きく変化しつつございまして、そのような状況下において適切な医療を行いますために、従来の学問領域や診療分野にとらわれることなく、柔軟な視点から医療人の育成や診療体制の充実を図ることが非常に重要であると考えます。

そのような認識から、国立大学におきまして東洋医学に関する教育研究が行われております。また、昨年三月に国公私立大学の医学関係者にて、高度医療の開発の役割を担う大学附属病院の社会的使命の一つとして実施していく必要があると認識いたしております。

文部科学省といたしましては、治験の推進に向けて、被験者への同意文書の説明や被験者のデータ収集を行う治験コーディネーターの存在が重要であると考え、平成十一年度から、治験コーディネーターを東京大学、大阪大学など十六の国立大学病院に順次配置いたしております。また、平成十三年度から、治験を専門的に担当する組織でございます治験管理センター等を群馬大学、山口大学など七国立大学病院に設置したところでござります。

○國務大臣(武部勤君) 広野議員の御質問にお答えいたします。

まず、食の安全についてのお尋ねであります

が、私は、就任以来、食の安全と安心の確保は農政の基本であると考え、各般の施策を推進してまいりました。しかしながら、BSE問題を契機として、食品の安全に対する消費者の方々の不安や虚偽表示問題による不信感の増大など、我が国は農林水産行政を抜本的に改めなければならないと痛感いたしました。この農林水産行政の抜本的な改革に当たっての重要なポイントは、消費者をパートナーと位置付け、一緒になって政策を作っていくこと、すなわち、消費者を軸にした農林水産行政に変えていくことの観点から、昨日、早急に食の安全と安心の確保に向けた改革に真剣に取り組む上での設計図として、食の安全と安心のための法整備と行

政組織の構築、農場から食卓へ、顔の見える関係の構築、食の安全運動国民会議の発足等を内容とする「食」と「農」の再生プラン」を提案したところであります。

今後とも、国民の皆様の信頼と安心の回復に向けて、私が先頭に立って、農林水産行政の大膽な見直し、改革を進めてまいり所存であります。

次に、食料医薬品安全庁についてのお尋ねであります。検討委員会から報告書の提出をいただき、その中で、「リスク評価機能を中心とし、独立性・一貫性をもち、各省庁との調整機能をもつ新たな食品安全行政機関を設置する。」との御提言をいたしましたところであります。これを受けまして、四月五日開催されました食品安全行政に関する関係閣僚会議におきまして、六月を目途に政府としての具体的対処方針の取りまとめを行うべく作業を進めいくこととされたところであります。

なお、医薬品につきましては、既に安全性が保されるシステムになつていると承知いたしております。(拍手)

○國務大臣(坂口力君) 答弁の補足があります。坂口厚生労働大臣。

○議長(井上裕君) 答弁の補足があります。坂口厚生労働大臣。

○國務大臣(坂口力君) 申し訳ありません。遺伝子組換え食品につきましての御質問がありました

のを一つ答弁を漏らしました。

安全性の未審査のものが国内で流通しないように、昨年の四月から食品衛生法に基づきます安全性的の審査を義務付けたところでございまして、輸入物も非常に増えてきているものでございますから、検疫所におきますモニタリング検査の厳正な実施も図っているところでございます。

農薬につきましては、食品中の残留農薬基準を設定をいたしまして、輸入時や国内流通時に検査を実施をいたしまして、基準を超える残留農薬が検出された食品につきましては流通を禁止する等の処置を今取つておるところでございますが、大

<p>○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>〔投票総数〕</p> <p>反対 一百四 賛成 二百十四</p>	
<p>○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>〔投票総数〕</p> <p>反対 一百三 賛成 二百十三</p>	
<p>○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>〔投票総数〕</p> <p>反対 一百二十三 賛成 二百二十四</p>	
<p>○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>〔投票総数〕</p> <p>反対 一百二十四 賛成 二百九十四</p>	
<p>○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>〔投票総数〕</p> <p>反対 二十一 賛成 二百九十五</p>	



官 報 (号 外)

平成十四年四月十一日 参議院会議録第十七号

## 議長の報告事項

官 報 (号 外)

初心を想起すべきである。我々は、イスラエル軍のパレスチナ自治区からの早期全面撤退と軍事行動の即時停止を強く要請する。また、両者が和平交渉再開に向けた政治的英断を下すことを強く求めることの関連で、国連安保理決議一四〇二及び

同一四〇三を全面的に支持する。

よって、政府は、現下の情勢を等しく憂慮する関係国と協力し、また安保理を中心とする国連諸機関とも緊密に連携しつつ、イスラエルとパレスチナ双方への働き掛けを強め、情勢の鎮静化と中東和平の実現に向けた外交の展開に格段の努力を払うべきである。特に、米国が中東和平において果たす役割の重要性に鑑み、政府は国連安保理決議を踏まえた同国の仲介努力を支援するとともに、自らもこれと協調しつつ可能な限りの役割を果たすべきである。

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案

平成十四年四月十一日

発議者

山崎 正昭 岩城 光英  
溝手 顯正 森山 裕  
郡司 彰 築瀬 進  
荒木 清寛 畑野 君枝  
松岡 滿壽男  
賛成者  
大仁田 厚 小原 平敏文  
小林 溫 鶴保 康介  
西銘順志郎 野上 浩太郎  
南野知恵子 松山 政司

官報(号外)

平成十四年四月十一日 参議院会議録第十七号

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案 電波法の一部を改正する法律案

期解決に取り組むべきである。

藤井 優男 本田 良一  
加藤 修一 沢 たまさき  
池田 幹幸 大江 康弘

右決議する。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月十一日

参議院議長 井上 裕殿 総務委員長 田村 公平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、深刻化した周波数の逼迫状況において、電波に対する国民の需要に的確に対応できるよう、無線局に関する情報の提供制度を拡充するほか、周波数割当計画の変更等に資するものであって、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

電波法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

平成十四年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

日本拉致疑惑の早期解決を求める決議案  
右  
北朝鮮赤十字会は、「行方不明者」の調査を再開することを表明したが、以上の見地から拉致疑惑の早期解決に向け真摯に取り組むことを強く要請する。

よって、政府は、我が国と北朝鮮との国交正常化に向けた話し合いの中で、国民の生命・財産を守ることが国家としての基本的な義務であること

に思いを致し、毅然たる態度により拉致疑惑の早

を次のように改正する。

第二十五条の見出し中の「公示」を「に関する情報の公表等」に改め、同条中「について」、「の免許状に記載された事項のうち」に、「事項を公示」を「ものをインターネットの利用その他の方法により公表」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要となる混信に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第二十六条の見出しを「(周波数割当計画)」に改め、同条第一項中「及び割り当てた周波数の現状を示す表」及び「周波数割当計画については」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(電波の利用状況の調査等)  
第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね三年ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査(以下この条において「利用状況調査」という。)を行うものとす。



第十二条第一項の規定による利用の許諾をいう。

第四章第二節及び第三節において同じ。を得た者によつて作成され頒布された場合(第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。)において、発行されたものとする。

第七条第六号ロ中「次条第四号」を「次条第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれか

（氏名表示権）において、発行されたものとする。

**第九十条の二 実演家は、その実演の公衆への提**

第九十条の三 実演家は、その実演の同一性を保

政治 第四

功を第五功とし

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれか  
に改め、同号を同条第十七号とし、同条第五号の次  
に次の一号を加える。

供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名  
その他氏名に代えて用いられるものを実演家名  
として表示し、又は実演家名を表示しないこと

に掲げる実演

イ 実演及びレコードに関する世界知的所有  
2 実演を利用する者は

権機関条約(以下「実演・レコード条約」と思表示がない限り、その実演につき既に実演家

が表示しているところに従つて実演家名を表示

□ 次条第四号に掲げるレコードに固定され  
二部書

第八条第一項及び同条第二項二、  
同条第三項二

第三ハ条第五号を同条第六号とし 同条第四号中  
前二項を「前各項に依り、同号を同条第七号ヒ

同様第三房の次に次の二男を加える。

「第三号のあたりの一章をがんば  
る」とき又は公正な慣行に反しないと読めら  
れるときは、省略することができる。

に掲げるレコード

イ 実演・レコード条約の締約国の国民(当するときは、適用しない。)

## 該締約国の法令に基づいて設立された法人

### 一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報

及び当該締約国に主たる事務所を有する法  
公開法又は情報公開条例の規定により行政機

人を含む。以下同じ。)をレコード製作者と  
関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の

するレコード

---

機関が実演を公衆に提供し、又は提示する場

口 レコードでこれに固定されている音が最  
合において、当該実演につき既にその実演家

が表示しているところに従つて実演家名を表  
初に実演・レコード条約の締約国において

固定されたもの  
示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第一項の規定、

独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定

権利(以下「実演家人格権」という)並びに「」を加定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公

平成十四年四月十二日 参議院会議録第十七号 著作権法の一部を改正する法律案

## 著作権法の一部を改正する法律案



官報(号外)

一 実演・レコード条約の締約国において行われた実演  
 二 次に掲げるレコードに固定された実演  
 イ 実演・レコード条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード  
 □ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの  
 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内外に常居所を有しない外国人であつたものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十七条及び第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。)の適用については、著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)附則第二項、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。  
 一 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるものの  
 イ 実演・レコード条約の締約国の国民をレコード製作者とするレコード  
 □ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの

二 新法第八条第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うもの  
 (実演家人格権についての経過措置)  
 5 この法律の施行前にその実演家の許諾を得て作成された録音物又は録画物に固定されている実演については、新法第九十条の二第一項の規定及び第九十条の三第一項の規定は、適用しない。ただし、この法律の施行後、当該実演に表示されていた当該実演に係る実演家名の表示を削除し、若しくは改変した場合若しくは当該実演に新たに実演家名を表示した場合又は当該実演を改変した場合には、この限りでない。  
 (商業用レコードの二次使用についての経過措置)  
 6 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下「この項及び次項において「実演家等保護条約」という。)の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である國の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演であつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前に当該固定がされた実演に係る実演家についての新法第九十五条第一項の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例による。

7 実演家等保護条約の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である國の国民をレコード製作者とするレコードであつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前に当該固定がされた実演に係る実演家についての新法第六十九号の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項中「発行済株式」を「成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
 2 前項に規定する株式については、株式の分割又は併合があつた場合は、その株式の数に分割

るレコード製作者についての新法第九十七条第一項の規定の適用については、同条第二項の規定において準用する新法第九十五条第四項の規定において準用する新法第九十五条第二項の規定にかかわらず、新法第九十七条第二項の規定

一、費用  
 本法律施行に伴い、平成十四年度国債整理基金特別会計予算に計上されている株式売払収入五千八百四十五億三千三百七十三万六千円のうち日本たばこ産業株式会社の株式売払収入として二千十三億三千三百七十三万六千円が見込まれる。

3 初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの  
 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内外に常居所を有しない外国人であつたものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、新法第九十条の二第一項の規定及び第九十条の三第一項の規定は、適用しない。

4 初に実演・レコード条約の締約国において固定されたものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、新法第九十条の二第一項の規定及び第九十条の三第一項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にその実演家の許諾を得て作成された録音物又は録画物に固定されている実演については、新法第九十条の二第一項の規定及び第九十条の三第一項の規定は、適用しない。ただし、この法律の施行後、当該実演に表示されていた当該実演に係る実演家名の表示を削除し、若しくは改変した場合若しくは当該実演に新たに実演家名を表示した場合又は当該実演を改変した場合には、この限りでない。

6 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下「この項及び次項において「実演家等保護条約」という。)の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である國の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演であつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前に当該固定がされた実演に係る実演家についての新法第九十五条第一項の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例による。

7 実演家等保護条約の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である國の国民をレコード製作者とするレコードであつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前に当該固定がされた実演に係る実演家についての新法第六十九号の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項中「発行済株式」を「成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する株式については、株式の分割又は併合があつた場合は、その株式の数に分割

又は併合の比率(二以上の段階にわたる分割又は併合があつた場合は、全段階の比率の積に相当する比率)を乗じて得た数をもつて、その株式の数とする。

3 政府が前二項の規定により保有する株式は、会社の発行済株式の総数の三分の一を超えるものでなければならない。

第十七条第一号中「第一条第二項」を「第二条第三項」に改める。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条 削除  
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

## 官報(号外)

## 審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月十一日

法務委員長 高野 博師  
参議院議長 井上 榎殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、外國において拘禁刑により服役している日本国民等及び我が国において懲役又は禁錮の刑により服役している外国人について、国際的な協力の下に、その本国において刑の執行の共助をすることにより、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するとともに、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」を実

施するため、これらの刑の執行の共助等について必要な事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 外国で服役している受刑者のための国際受刑者移送制度が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の促進に資することにかんがみ、アジア諸国等に本制度の導入を働き掛けるとともに、諸外国の刑事法制の調査、法整備支援の拡充に努めること。

二 本制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、移送後の法的効果等の周知を図ることとともに、移送の際には、受刑者本人の意思を十分確認、尊重すること。

三 外国人受刑者の国籍の多様化に対応し、その処遇に遺憾なきを期するため、必要な言語の通訳人を確保、養成するための所要の措置を講ずること。

右決議する。

## 国際受刑者移送法案

右

平成十四年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

## 国際受刑者移送法案

## 国際受刑者移送法

## 目次

## 第一章 総則(第一条～第四条)

## 第二章 受入移送(第五条～第十七条)

## 第三章 送出移送(第二十八条～第三十八条)

## 第四章 雑則(第三十九条～第四十七条)

## 附則

第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、外国において外国刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等及び日本国民において懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている外国人について、国際的な協力の下に、その本国において当該確定裁判の執行の共助をすることにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を促進することの重要性にかんがみ、及び刑を言い渡された者の移送に関する条約(以下「条約」という。)を実施するため、当該日本国民等が受けた

外國刑の確定裁判及び当該外国人が受けた懲役又は禁錮の確定裁判の執行の共助等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

六 送出移送 条約に基づき、日本国において外國刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等の日本国から当該確定裁判に引き渡して、当該確定裁判の執行の共助を嘱託することをいう。

## 六 送出移送

条約に基づき、日本国において外國刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等の日本国から当該確定裁判に引き渡して、当該確定裁判の執行の共助を嘱託することをいう。

七 裁判国 日本国から受入移送の要請をしようとする締約国及び日本国からその要請をした締約国並びに日本国に対してその要請をした締約国をいう。

## 七 裁判国

日本国から受入移送の要請をしようとする締約国及び日本国からその要請をした締約国並びに日本国に対してその要請をした締約国をいう。

## 八 執行国

日本国から受入移送の要請をしようとする締約国及び日本国からその要請をした締約国並びに日本国に対してその要請をした締約国をいう。

## 九 受入受刑者

裁判国において外國刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等及び受入移送により引渡しを受けた日本国民等であつて外國刑の確定裁判の執行の共助が終わるまでの者をいう。

## 三 日本国等 日本の国籍を有する者及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という)をいう。

四 締約国の国民等 条約の締約国たる外国(以下「締約国」という。)の国籍を有する者及び条約に基づき当該締約国がその国民とみなす者をいう。

五 受入移送 条約に基づき、締約国において外國刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等の日本国から受けて、当該確定裁判の執行の共助をする者をいう。

六 送出移送 条約に基づき、日本国において外國刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等の日本国から当該確定裁判に引き渡して、当該確定裁判の執行の共助を嘱託することをいう。

七 裁判国 日本国から受入移送の要請をしようとする締約国及び日本国からその要請をした締約国並びに日本国に対してその要請をした締約国をいう。

八 執行国 日本国から受入移送の要請をしようとする締約国及び日本国からその要請をした締約国並びに日本国に対してその要請をした締約国をいう。

九 受入受刑者 裁判国において外國刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等及び受入移送により引渡しを受けた日本国民等であつて外國刑の確定裁判の執行の共助が終わるまでの者をいう。





一条、第三条、第十二条、第十八条、第二十八条から第三十二条まで、第三十三条第一項及び第二項、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条から第四十一条の二まで、第四十二条の二、第四十四条、第四十五条(第三項を除く。)、第四十八条の二から第五十三条まで並びに第五十五条から第六十条までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八条中「三分の一」とあるのは「三分の一(国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国(以下「裁判国」といふ。)において言い渡された同法第一条第一号の外国刑(以下「外国刑」という。)の執行としての拘禁(以下「受入移送犯罪」という。)に係る確定裁判において言い渡された外國刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。」と、「十年」とあるのは「十年(裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外國刑の執行により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四条中「二以上の」とあるのは「共助刑」と、「他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十二条及び第四百八十二条中「刑の言渡をした裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同法第四百八十七条中「刑名」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百一条中「裁判所に執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡をした裁判所」とあるのは

「東京地方裁判所」と、少年法第二百七十七条第一項中「保護処分の継続中、本人に対しても有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五十七条中「保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第一条第一号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これららの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 は、共助刑の執行を受け終わつたものとする。  
第二十二条に規定する受入受刑者が有期の共助刑につき仮出獄を許された後、その処分を取り消されないで仮出獄前に共助刑の執行を受けた期間（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）と同一の期間又は共助刑の刑期を経過したときは、そのいずれか早い時期において、共助刑の執行を受け終つたものとする。ただし、共助刑の刑期が三年に満たないときは、この限りでない。  
(共助刑の執行の減輕等)

第二十五条 中央更生保護審査会は、法務大臣に対し、受入受刑者に対する共助刑の執行の減輕又は免除の実施について申出をすることができる。

特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は確定の者に対する復権の実施について申出」とあり、及び同法第五十四条第一項中「特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出」とあるのは「国際受刑者移送法第二十五条第一項の申出」と読み替えるものとする。

(外国刑の確定裁判の執行不能等の通知を受けた法務大臣の措置等)

第一六六条 裁判国において受入移送犯罪に係る外国刑の確定裁判(ニ以上あるときは、それらのすべて)が取り消された場合その他その執行ができなくなつた場合において、裁判国からその旨の通知があったときは、法務大臣は、第十三条の命令を撤回し、直ちに、東京地方検察官検事正に当該受入受刑者の釈放を命じなければならぬ。

法務大臣は、前項の申出があったときは、該受入受刑者に対して共助刑の執行の減輕又は免除をすることができる。

法務大臣は、前項の規定により共助刑の執行の減輕又は免除をしたときは、共助刑の執行の減輕状又は共助刑の執行の免除状を当該受入受刑者に下付しなければならない。

恩赦法(昭和二十一年法律第二十号)第十一条及び犯罪者予防更生法第五十四条の規定は、共助刑の執行の減輕又は免除について準用する。

この場合において、恩赦法第十一条中「有罪の言渡」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権」とあるのは「同法第二十五条第一項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除」と、犯罪者予防更生法第五十四条第一項中「特赦、

3 東京地方検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があったときは、直ちに、当該受入受刑者を釈放しなければならない。

第一項に規定する場合を除き、裁判国から、受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑について、減刑その他の事由により当該外国刑の種類又は裁判国において受入受刑者の拘禁をすることができるとされる最終日を変更する旨の通知があったときは、当該通知に基づき、第十六条及び第十七条の定めるところに従い、共助刑の種類及び期間を変更するものとする。

(裁判国に対する通知)

第二十七条 法務大臣は、受入受刑者が次の各号のいづれかに該当する場合には、速やかに、裁判団にその旨を通知しなければならない。

一 共助刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなったとき。

二 共助刑の執行が終わる前に死亡し、又は逃走したとき。

### 第三章 送出移送

#### (送出移送の実施)

第二十八条 送出移送は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これをすることができます。

一 送出受刑者の同意がないとき。

二 送出移送犯罪に係る行為が執行国内において行われたとした場合において、その行為が

三 送出移送犯罪について刑事訴訟法第三百五十条の請求又は送出移送犯罪に係る事件について上訴権回復若しくは再審の請求若しくは非常上告の手続が日本国裁判所に係属するとき。

四 送出移送犯罪について特赦の出願若しくは上申がなされ、又は送出移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された懲役若しくは禁錮について減刑若しくは刑の執行の免除の出願若しくは上申がなされ、その手続が終了していないとき。

五 送出移送犯罪に係る懲役又は禁錮の確定裁判において罰金、没収又は追徴が併科されている場合において、その執行を終わらせず、又は執行を受けないこととなっていないとき。

六 送出移送犯罪以外の罪に係る事件が日本国裁判所に係属するとき、又はその事件について送出受刑者が日本国裁判所において刑

に処せられ、その執行を終わらず、若しくは執行を受けないこととなつてないとき。

二 前項の接見は、法令の範囲内で行うものとする。

(執行国に対する送出移送の要請)

第二十九条 監獄の長は、当該監獄に在監する締約国の国民等に対して言い渡された懲役又は禁錮の裁判が確定したときは、速やかに、その者に對し條約に定める事項のうち重要なものを告知しなければならない。締約国の国民等が懲役又は禁錮の裁判を言い渡されその確定裁判の執行のため收監されたときも、同様とする。

#### (送出受刑者に対する通知)

第三十条 法務大臣は、送出受刑者が送出移送の申出をした場合において、条約に基づき日本国が当該送出受刑者の執行國となるべき国に対しことを通知したときは、当該送出受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。

#### (送出受刑者の同意)

第三十一条 法務大臣は、第二十八条第一号の同意をするときは、その在監する監獄の長又はその指定する職員の立会いの下に、法務省令で定める事項を記載した書面に署名押印しなければならない。

第三十二条 送出受刑者は、第二十八条第一号の同意をするときは、その在監する監獄の長又はその指定する職員の立会いの下に、法務省令で定める事項を記載した書面に署名押印しなければならない。

第三十三条 法務大臣は、前項の書面に署名押印したときは、速やかに、当該書面を法務大臣に提出しなければならない。

#### (同意の確認のための接見)

第三十四条 法務大臣は、前項の決定をしたときは、送出受刑者が在監する監獄の長に対し、当該決定に係る引渡しを命じなければならない。

第三十五条 法務大臣は、第一項ただし書の規定により送出移送しないこととするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

#### (送出受刑者に対する通知)

第三十六条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第十六条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十一条の規定は、第三十四条第二項の命令により送出受刑者を執行国に引き渡す場合について準用する。この場合において、同法第十六条第一項中「第十四条第一項の規定による逃亡犯罪人の引渡し」とあり、及び同法第二十条第一項中「第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡し」とあるのは「国際受刑者移送法の命令」とあり、及び同法第二十条第一項中「逃亡犯罪人の氏名、引渡犯名、請求国の名称、引渡の場所、引渡の期限及び発付の年月日」とあるのは「国際受刑者移送法第一条第十号の送出受刑者(以下「送出受刑者」という。)の氏名、年齢、国籍、同法第二条第八号の執行國(以下「執行国」という。)の名称、同法第二条第四項中「逃亡犯罪人の氏名、引渡犯名、請求国の名称、引渡の場所、引渡の期限及び発付の年月日」とあるのは「国際受刑者移送法第一条第十号の送出受刑者(以下「送出受刑者」という。)の氏名、年齢、国籍、同法第二条第八号の執行國(以下「執行国」という。)の名称、同法第二条第四項中「逃亡犯罪人の氏名、引渡犯名、請求国の名称、引渡の場所、引渡の期限及び発付の年月日」とあるのは「国際受刑者移送法第一条第十号の送出受刑者(以下「送出受刑者」という。)の氏名、年齢、国籍、同法第二条第八号の執行國(以下「執行国」という。)の名称、同法第二条第四項中「逃亡犯罪人の氏名、引渡犯名、請求国

きは、これを許さなければならない。

2 前項の接見は、法令の範囲内で行うものとする。

#### (送出移送の実施に関する準用規定)

第三十七条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第十六条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十一条の規定は、第三十四条第二項の命令により送出受刑者を執行国に引き渡す場合について準用する。この場合において、同法第十六条第一項中「第十四条第一項の規定による逃亡犯罪人の引渡し」とあり、及び同法第二十条第一項中「第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡し」とあるのは「国際受刑者移送法の命令」とあり、及び同法第二十条第一項中「逃亡犯罪人の氏名、引渡犯名、請求国

きは、これを許さなければならない。

2 前項の接見は、法令の範囲内で行うものとする。

#### (送出受刑者の同意)

第三十八条 法務大臣は、第三十三条第一項の規定により執行国に對し送出移送の要請をしたとき及び前条第二項の規定により引渡しの命令をしたときは、当該送出受刑者に書面でその旨を通知しなければならない。執行国から要請が



した送出受刑者に対し入管法第四十七条第四項、第四十八条第八項又は第四十九条第五項の規定により退去強制令書が発付された場合には、当該送出受刑者は、同法第五条第一項第五号の二、第九号及び第十号の適用については、当該退去強制令書により本邦からの退去を強制された者とみなす。この場合において、同法第五条第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第四十五条 この法律に定めるもののほか、東京地方裁判所の審査に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(通過護送の承認に関する法務大臣の措置)

第四十六条 法務大臣は、外国から外交機関を通じて、当該外国の官憲が、当該外国又は他の外国において外国刑の確定裁判を受けた者を、その執行の共助のために、日本国内を通過して護送することの承認の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認することができる。

一 当該外国刑の確定裁判により認められた犯

罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

二 当該外国刑の確定裁判を受けた者が日本国民であるとき。

法務大臣は、外国刑の確定裁判を受けた者について、条約に基づき、締約国から前項の承認の要請があつたときは、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の承認をするかどうかについてあらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

#### (施行細則)

第四十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施の手続その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

#### (経過規定)

第二条 この法律は、この法律の施行の際に締約国において外国刑の確定裁判の執行として拘禁されている日本国民等又は日本国において懲役若しくは禁錮の確定裁判の執行として拘禁されている締約国の国民等についても、適用する。

(刑事補償法の一部改正)

第三条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

二号の二に次の一を加える。

二号の二 国際受刑者移送に関すること。

十一の三 前二号に掲げるもののほか、矯正に関すること。

第四条第十八号中「第十号」の下に、「第十号の二」を加える。

二号の二に次の一を加える。

#### 審査報告書

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年四月十一日

参議院議長 井上 裕殿 経済産業委員長 保坂 三蔵

(更生保護事業法の一部改正)

日本国による刑の執行とみなす。

第十四条 第二条第六号の送出移送をした場合において、同条第八号の執行国が同条第十一号の送出移送犯罪に係る懲役又は禁錮の確定裁判の執行の共助としてした拘禁は、日本国による刑の執行とみなす。

第二条第一項に次の一を加える。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、通信販売等の特定商取引において電磁的方法による広告の提供が増加している現状にかんがみ、これらの特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、その提供を受けることを希望しない旨の意思を表示した者に対する電磁的方法による広告の提供の禁止等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

十一条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者

その執行を停止している者

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十四年度一般会計予算(経済産業省所管)に一億三千五百七十六万四千円が計上されている。

#### 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一本法による規制に当たっては、I-Tの進展に伴う新業態の発生や新事業の創出等の健全な事業の発展とインターネットを利用した広告手法に係る技術革新を阻害することのないよう十分に配慮すること。

二 一本法の実効性を確保するため、違法行為に対しては、関係省庁、地方自治体、警察との連携を緊密にし、機動的かつ厳正に業務の是正・改善の指示等の措置を講ずるとともに、そのための取締体制を整備すること。

三 一本法の内容について、消費者、事業者、苦情相談等の窓口となる指定法人、消費生活センター及び電気通信事業者等に対し十分な周知徹底を図り、消費者保護の増進と事業者の混乱の防止等に努めること。

また、若年層に対しても、被害の未然防止の

ために消費者教育のより一層の充実を図ること。

四 本法によって規制できない新しい形態の迷惑メールが発生した場合など、今後の情報通信技術の進歩に伴って生じる新たな課題に対し、状況を踏まえた速やかな検討を行うこと。

右決議する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十四年三月二十九日

参議院議長 井上 裕殿 衆議院議長 締貫 民輔

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次の二項を加える。

2 前項各号に掲げる事項のほか、販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定役務の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法により広告をする場合において、その相手方から第十一條第二項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。

第十三條第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して経済産業省令で定めるもの」を「電磁的方法その他の経済産業省令で定める方法」に改める。

第十四条中「第十二条」を「から第十二条の二まで」に改める。

第十五条第一項中「第十二条又は」を「から第十二条の二まで若しくは」に改める。

第十六条第五項中「第十二条」を「第十二条の二まで」に改める。

第三十五条に次の二項を加える。

2 前項各号に掲げる事項のほか、統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行つ者は、その統括者の統

商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術)を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの」を「電磁的方法その他の経済産業省令で定める方法」に改める。

2 前項各号に掲げる事項のほか、販売業者又は利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。」により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、

その他の経済産業省令で定めるときを除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告に係る販売業者又は役務提供事業者から電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示しなければならない。

第十二条の次に次の二項を加える。

(電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けている者に対する提供の禁止)

第十二條の二 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電磁的方法により広告をする場合において、その相手方から第十一條第二項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。

第十三條第二項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して経済産業省令で定めるもの」を「電磁的方法その他の経済産業省令で定める方法」に改める。

第十四条中「第十二条」を「から第十二条の二まで」に改める。

第十五条第一項中「第十二条又は」を「から第十二条の二まで若しくは」に改める。

第十六条第五項中「第十二条」を「第十二条の二まで」に改める。

第三十五条に次の二項を加える。

2 前項各号に掲げる事項のほか、統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行つ者は、その統括者の統

括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。

第十二条の次に次の二項を加える。

(電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示するための方法を表示しなければならない。

第十二條の二 販売業者又は業務提供誘引販売業を行つ者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。

第十三条の二 販売業者又は連鎖販売業を行つ者は、その連鎖販売業に係る業務提供誘引販売業に係る連鎖販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方から第十五條第一項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。

第十四条中「第十二条」を「から第十二条の二まで」に改める。

第十五条第一項中「第十二条又は」を「から第十二条の二まで若しくは」に改める。

第十六条第五項中「第十二条」を「第十二条の二まで」に改める。

第三十五条に次の二項を加える。

2 前項各号に掲げる事項のほか、統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行つ者は、その統括者の統

括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。

第十二條の二 販売業者又は業務提供誘引販売業を行つ者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。

第十三條の二 販売業者又は連鎖販売業を行つ者は、その連鎖販売業に係る業務提供誘引販売業に係る連鎖販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方から第十五條第一項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。

第十四条中「第十二条」を「から第十二条の二まで」に改める。

第十五条第一項中「第十二条又は」を「から第十二条の二まで若しくは」に改める。

第十六条第五項中「第十二条」を「第十二条の二まで」に改める。

第三十五条に次の二項を加える。

2 前項各号に掲げる事項のほか、統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行つ者は、その統括者の統

括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。

第十二條の二 販売業者又は業務提供誘引販売業を行つ者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。

第十三條の二 販売業者又は連鎖販売業を行つ者は、その連鎖販売業に係る業務提供誘引販売業に係る連鎖販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方から第十五條第一項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。

第十四条中「第十二条」を「から第十二条の二まで」に改める。

第十五条第一項中「第十二条又は」を「から第十二条の二まで若しくは」に改める。

第十六条第五項中「第十二条」を「第十二条の二まで」に改める。

第三十五条に次の二項を加える。

2 前項各号に掲げる事項のほか、統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行つ者は、その統括者の統

括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。

第十二條の二 販売業者又は業務提供誘引販売業を行つ者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるところにより、当該広告に、その相手方が当該広告を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示しなければならない。

第十三條の二 販売業者又は連鎖販売業を行つ者は、その連鎖販売業に係る業務提供誘引販売業に係る連鎖販売取引について電磁的方法により広告をするとき(その相手方から第十五條第一項の規定により電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、電磁的方法による広告の提供を行つてはならない。

第十四条中「第十二条」を「から第十二条の二まで」に改める。

第十五条第一項中「第十二条又は」を「から第十二条の二まで若しくは」に改める。

第十六条第五項中「第十二条」を「第十二条の二まで」に改める。

官 報 (号 外)

して、この法律の施行後的情報技術を活用した商取引に関する事情、特定商取引における電磁的方法による広告の提供の状況等を踏まえ、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の規定に基づく電磁的方法による広告に対する措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名  
パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める  
決議案(山崎正昭君外八名発議)(委員会審査省略)  
要求事件)

日本人民對暴惡の早期解決を才める決議案（正昭君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

阿南	愛知	荒井	市川	有村	岩城	尾辻	大仁田	太田	加藤	狩野	柏村	金田	久野	河本	寛之君
		一朗君	治郎君	正吾君	治子君	治子君	秀久君	厚君	豊秋君	紀文君	安君	武昭君	勝年君	英典君	恒二君
			青木	幹雄君	朗人君	泉	岩井	國臣君	上杉	光弘君	大島	慶久君	大野つや子君	加治屋義人君	加納
			正俊君	朗人君	信也君		有馬	青木	光弘君	時男君			片山虎之助君	時男君	
							國臣君	上杉	時男君				郁夫君	公堯君	沓掛
													顯雄君	哲勇君	小泉

海野江本孟紀吾  
小川敏天君  
川橋幸子君  
北澤俊美君  
小林元吉君  
佐藤東君  
齋藤勤君  
櫻賀津也君  
高嶋良充君  
谷博之君  
千葉景子君  
辻泰弘君  
内藤正光君  
羽田雄一郎君  
平田健二君  
藤井俊男君  
峰崎和利君  
堀和利君  
松井孝治君  
柳田直樹君  
山根稔君  
和田ひろ子君  
峰崎隆治君  
木庭健太郎君  
薬科満治君  
魚住裕一郎君  
風間昶君  
遠山良君  
白浜訓弘君  
浜四津敏子君  
福本潤一君

日程第一 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)		賛成者氏名	反対者氏名	反対者氏名
阿南	一成君	近藤 剛君	一名	
愛知	治郎君			
青木	二二四名			
幹雄君	阿部 正俊君			
松山	あきら君	山口 那津男君	山本 香苗君	山本 香苗君
山下	榮一君	井上 哲士君	井上 哲士君	井上 哲士君
渡辺	孝男君	池田 岩佐	岩佐 恵美君	市田 緒方
忠義君	美代君	大沢 卯辰君	大沢 卯辰君	市田 靖夫君
靖夫君	智子君	小池 幹幸君	西山 登紀子君	市田 忠義君
親司君	晃司君	八田 ひろ子君	八田 ひろ子君	市田 緒方
練三君	富樫 紙	島袋 筆坂	島袋 筆坂	市田 忠義君
君枝君	小泉 紙	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君	市田 忠義君
君枝君	吉川 吉子	岩本 岩本	岩本 岩本	市田 忠義君
君枝君	林 純子	莊太君	莊太君	市田 忠義君
君枝君	宮本 紀子	島袋 筆坂	島袋 筆坂	市田 忠義君
君枝君	吉川 春子	秀昭君	秀昭君	市田 忠義君
君枝君	大江 康弘君	西岡 武夫君	西岡 武夫君	市田 忠義君
君枝君	田名部 匡省君	平野 貞夫君	平野 貞夫君	市田 忠義君
君枝君	高橋 紀世子君	廣野 ただし君	廣野 ただし君	市田 忠義君
君枝君	西川 きよし君	山本 正和君	山本 正和君	市田 忠義君
君枝君	平野 達男君	大脇 雅子君	大脇 雅子君	市田 忠義君
君枝君	渡辺 松岡 滿壽男君	田嶋 陽子君	田嶋 陽子君	市田 忠義君
君枝君	秀央君	渕上 貞雄君	渕上 貞雄君	市田 忠義君
君枝君	昌秀君	中村 敦夫君	中村 敦夫君	市田 忠義君
君枝君	瑞穂君	又市 征治君	又市 征治君	市田 忠義君
君枝君	昭次君	本岡 昭次君	本岡 昭次君	市田 忠義君

官 報 (号 外)

平成十四年四月十二日

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

荒井	正吾君	有村	治子君
岩井	國臣君	上杉	光弘君
尾辻	秀久君	大野つや子君	加治屋義人君
加納	時男君	柏村	武昭君
龜井	郁夫君	木村	仁君
木村	久野 恒一君	久野	恒一君
倉田	寛之君	倉田	寛之君
小斎平敏文君	後藤 博子君	佐藤 泰三君	近藤 剛君
斎藤	十朗君	斎藤 関谷 勝嗣君	斎藤 佐藤
清水嘉与子君	田中 直紀君	竹山 裕君	中島 啓雄君
陣内	孝雄君	谷川 秀善君	月原 茂皓君
佐藤	泰三君	西銘順志郎君	中曾根弘文君
近藤	剛君	仲道 俊哉君	南野知恵子君
斎藤	十朗君	基之君	服部三男雄君

有馬	朗人君
市川	一朗君
岩城	光英君
大仁田	厚君
小野	清子君
太田	豊秋君
景山俊太郎君	紀文君
金田	勝年君
河本	英典君
久世	公堯君
河本	哲男君
沓掛	顯雄君
小林	溫君
鴻池	祥肇君
斎藤	滋宣君
山東	昭子君
佐々木知子君	達雄君
鈴木	政二君
田浦	直君
田村	公平君
武見	敬三君
段本	幸男君
鶴保	庸介君
中島	真人君
中原	爽君
橋本	吉宏君
西田	芳正君
野上浩太郎君	聖子君
保坂	三藏君

松谷蒼一郎君  
真鍋賢二君  
松村龍二君  
三浦一水君  
宮崎秀樹君  
森田次夫君  
山内裕君  
山崎俊夫君  
正昭君  
正俊君  
山下善彦君  
吉田博美君  
若林浅尾慶一郎君  
吉田修次君  
今泉昭君  
海野徹君  
池口正俊君  
北澤俊美君  
江本元君  
小川孟紀君  
川橋幸子君  
小林東君  
輿石佐藤道夫君  
高嶋千葉君  
谷糠葉賀津也君  
辻良充君  
内藤景子君  
羽田雄一郎君  
平田健二君  
正光君

外添 松田 岩天君 要一君  
 松山 政司君  
 溝手 顯正君  
 森下 博之君  
 森元 恒雄君  
 矢野 哲朗君  
 山崎 力君  
 山下 英利君  
 山本 一大君  
 吉村剛太郎君  
 脇 雅史君  
 朝日 俊弘君  
 今井 澄君  
 岩本 司君  
 江田 五月君  
 小川 勝也君  
 大塚 耕平君  
 木俣 佳丈君  
 郡司 彰君  
 佐藤 雄平君  
 小宮山洋子君  
 佐藤 泰介君  
 谷林 鈴木 櫻井 充君 寛君 千秋君 正昭君 义一君  
 高橋 角田  
 長谷川 広中和歌子君 直嶋 清君 正行君

藤原	福山	正司君	哲郎君
本田	山下	八洲夫君	良一君
円	山本	孝史君	より子君
笠瀬	若林	秀樹君	進君
山下	荒木	清寛君	
八洲	加藤	修一君	
夫君	草川	昭三君	
	沢	たまき君	
	浜田	卓二郎君	
	高野	博師君	
	鶴岡	洋君	
	日笠	勝之君	
	山口	那津男君	
	井上	美代君	
	市田	香苗君	
	渡辺	孝男君	
	緒方	忠義君	
	松	あきら君	
	山本	靖夫君	
	紙	智子君	
	小泉	親司君	
	富樫	練三君	
	煙野	君枝君	
	林	紀子君	
	宮本	岳志君	
	吉川	春子君	
田名部	大江	康弘君	
匡省君			

堀	藤井	利和君	俊男君
松井	和田ひろ子君	隆治君	孝治君
峰崎	柳田	直樹君	稔君
山根	魚住裕	一郎君	滿治君
藝科	風間	旭君	
和田ひろ子君	木庭健太郎君	白浜	一良君
柳田	遠山	福本	潤君
山根	浜四津敏子君	森本	晃司君
峰崎	大沢	山下	栄一君
山根	小池	山本	哲士君
柳田	島袋	井上	保君
和田ひろ子君	吉岡	池田	幹幸君
柳田	岩本	岩佐	恵美君
山根	田村	辰美君	八田ひろ子君
峰崎	秀世君	吉岡	西山登紀子君
山根	秀世君	大門実紀史君	大門実紀史君
柳田	秀世君	島袋	岩本
和田ひろ子君	秀世君	吉岡	吉岡
柳田	秀世君	田村	秀昭君

反対者氏名	賛成者氏名	提出( )	程第一 著作権法の一部
西川きよし君	阿南 一成君		
平野 達男君	愛知 治郎君		
松岡満壽男君	荒井 正吾君		
渡辺 秀央君	有村 治子君		
大田 昌秀君	岩井 國臣君		
福島 瑞穂君	上杉 光弘君		
又市 征治君	尾辻 秀久君		
中村 敦夫君	大野つや子君		
	加治屋義人君		
	加納 時男君		
	柏村 武昭君		
	金田 勝年君		
	河本 英典君		
	久世 公堯君		
	沓掛 哲男君		
	小泉 顯雄君		
	小林 温君		

平野 貞夫君	西岡 武夫君
広野 ただし君	山本 正和君
田嶋 陽子君	大脇 雅子君
渕上 真雄君	椎名 素夫君
本岡 昭次君	○名

平成十四年四月十二日

參議院會議錄第十七號

投票者氏名

佐々木知子君 鴻池  
斎藤 滋宣君 样鑒君  
田浦 昭子君  
清水 達雄君  
鈴木 田浦  
山東 昭子君  
山村 田村  
武見 田浦  
段本 公平君  
鶴保 直君  
中島 武見  
中原 敬三君  
西田 幸男君  
野上 浩太郎君 廣介君  
橋本 真人君  
林 西田  
橋本 吉宏君  
橋本 西田  
保坂 真人君  
坂 西田  
芳正君 真人君  
三藏君 芳正君  
松谷蒼 三藏君  
蒼 三藏君  
一郎君 松谷蒼  
龍二君 一郎君  
三浦 龍二君  
森田 三浦  
宮崎 森田  
松村 宮崎  
龍二君 松村  
一水君 龍二君  
秀樹君 一水君  
次夫君 秀樹君  
裕君 次夫君  
善彦君 裕君  
俊夫君 善彦君  
正昭君 俊夫君  
吉村剛太郎君 正昭君  
脇 雅史君 吉村剛太郎君  
今井 澄君 脇  
朝日 俊弘君 今井  
岩本 司君 朝日

近藤	泰三君	剛君
斎藤	十朗君	
清水嘉与子君		
陣内	孝雄君	
関谷	勝嗣君	
田中	直紀君	
竹山	裕君	
谷川	秀善君	
月原	茂皓君	
中島	啓雄君	
中曾根弘文君		
仲道	俊哉君	
西銘順志郎君		
南野知恵子君		
服部三男雄君		
藤井	基之君	
真鍋	賢二君	
溝手	顯正君	
松田	岩夫君	
松山	政司君	
森下	博之君	
矢野	恒雄君	
森元	哲朗君	
山崎	力君	
山下	英利君	
本	一太君	
若林	正俊君	
浅尾慶一郎君		
池口	修次君	
今泉	昭君	
海野	徹君	

福本潤一君	森本晃司君	山口那津男君	松あきら君
山本山下君	山本香苗君	山本渡辺君	孝男君
井上哲士君	井上美代君	市田忠義君	
池田幹幸君	岩佐靖夫君	小泉緒方君	
小池惠美君	辰美君	紙智子君	
大沢辰美君	西山登紀子君	市田親司君	
岩佐恵美君	八田ひろ子君	富樫練三君	
大門実紀史君	島袋秀世君	吉川君枝君	
西山登紀子君	岩本吉岡君	西岡吉野君	
八田ひろ子君	吉岡吉典君	吉川林君	
島袋秀世君	岩本莊太君	宮本紀子君	
岩本吉岡君	吉岡秀昭君	吉川春子君	
吉岡吉典君	田村秀昭君	田名部匡省君	
岩本莊太君	西岡武夫君	高橋紀世子君	
吉岡秀昭君	平野貞夫君	西川きよし君	
西岡武夫君	広野ただし君	平野達男君	
田嶋雅子君	山本正和君	松岡満壽男君	
陽子君	大脇雅子君	渡辺秀央君	
渕上貞雄君	田嶋雅子君	大田昌秀君	
素夫君	昭次君	福島瑞穂君	
本岡椎名		又市征治君	
本岡昭次君		中村敦夫君	

阿部	青木	有馬	幹雄君	正俊君
市川	岩城	太田	朗人君	一朗君
大仁田	小野	太田	厚君	光英君
加藤	清子君	豊秋君	一郎君	
景山俊太郎君	片山虎之助君	郁夫君	光英君	
木村	龜井	仁君	一郎君	
久野	恒一君	倉田	寛之君	
後藤	博子君	近藤	剛君	
小斎平敏文君	十郎君	佐藤	泰三君	
斎藤	嘉子君	斎藤	十郎君	
陣内	孝雄君	清水	嘉子君	
田中	勝嗣君	竹山	裕君	
閑谷	直紀君	谷川	秀善君	
中島	啓雄君	月原	茂皓君	
中曾根	弘文君	仲道	俊哉君	
西銘順志郎君	南野知恵子君			

平成十四年四月十二日 參議院會議錄第十七号

投票者氏名

橋本	林	保坂	舛添	林	芳止君
聖子君	藤井	真鍋	賢二君	藤井	基之君
三藏君	岩夫君	政司君	顯正君	松田	溝手
要一君	吉村剛太郎君	恒雄君	博之君	松山	森下
	英利君	哲朗君	矢野	森元	森元

橋本	服部三男雄君	藤井	基之君	藤井	真鍋	賢二君	聖子君
聖子君	藤井	真鍋	賢二君	藤井	真鍋	賢二君	聖子君
要一君	岩夫君	政司君	顯正君	松田	溝手	林	保坂
	吉村剛太郎君	恒雄君	博之君	松山	森下	舛添	林
	英利君	哲朗君	矢野	森元	森元	林	芳止君
	一太君	俊弘君	力君	山崎	山崎	朝日	朝日
	大塚	今井	吉井	山下	山下	山本	山本
	木俣	岩本	吉村剛太郎君	山本	吉村剛太郎君	山本	吉村剛太郎君

内藤	辻	千葉	谷	高嶋	櫻井	佐藤	齊藤	小宮山洋子君	江田	小川	岩本	脇	朝日	吉井	森下	森山	森田	宮崎	三浦	一水君	秀樹君	藤井	真鍋	賢二君	聖子君		
正昭君	マルチ君	千秋君	充君	雄平君	寛君	泰介君	彰君	佳丈君	五月君	勝也君	耕平君	木俣	俊弘君	雅史君	英利君	山崎	矢野	森元	岩夫君	松山	溝手	松田	岩夫君	要一君	三藏君	芳止君	
正弘君	泰弘君	景子君	良充君	博之君	勤君	道夫君	東君	元君	敏夫君	幸子君	俊美君	大塚	俊弘君	正俊君	力君	山崎	吉村剛太郎君	恒雄君	吉村剛太郎君								
正光君																											
又市	福島	大脇	征治君	福島	正和君	正和君	瑞穂君	雅子君	西岡	平野	平野	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本

羽田雄一郎君	平田健二君	福山哲郎君	藤原正司君	本田良一君	平田良一君	福山哲郎君	藤原正司君	本田良一君	円より子君	平田良一君	福山哲郎君	藤原正司君	本田良一君	円より子君	平田良一君	福山哲郎君	藤原正司君	本田良一君	円より子君	平田良一君	福山哲郎君	藤原正司君	本田良一君	円より子君	羽田雄一郎君			
高野	椎名	渡辺	潤上	田嶋	田嶋	渡辺	潤上	田嶋	日笠	日笠	浜田卓一郎君	鶴岡	沢たまき君	高野	博師君	鶴岡	吉岡	吉岡										
博師君	泰弘君	景子君	良充君	正和君	正和君	瑞穂君	雅子君	西岡	秀昭君	秀昭君	宗康君	島袋	山本	山本														
素夫君	貞雄君	陽子君	秀央君	達男君	廣野	ただし君	正和君	正和君	武夫君	武夫君	平野	平野	山本	山本	山本													
小泉	久世	河本	金田	柏村	金田	柏村	英典君	勝年君	時男君	秀久君	秀久君	大野つや子君	上杉	岩井	岩井	岩井	岩井											

中村敦夫君	本岡昭次君	反対者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名	日程第四 國際受刑者移送法案(内閣提出)	賛成者氏名		
小泉	渡辺	潤上	田嶋	田嶋	渡辺	潤上	田嶋	田嶋	日笠	日笠	浜田卓一郎君	鶴岡	沢たまき君	高野	博師君	鶴岡	吉岡	吉岡	吉岡									
杏掛	久世	河本	金田	柏村	金田	柏村	英典君	勝年君	時男君	秀久君	秀久君	大野つや子君	上杉	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井										
顯雄君	哲男君	公堯君	勝年君	武昭君	武昭君	英典君	勝年君	時男君	秀久君	光弘君	光弘君	大野つや子君	尾辻	大野つや子君	大野つや子君	大野つや子君	大野つや子君	大野つや子君										
小齊平敏君	貞雄君	陽子君	秀央君	達男君	西川きよし君	西川きよし君	高橋紀世子君	田名部匡省君	大江	康弘君	康弘君	西川きよし君	山本	香苗君	山本	香苗君												

小林温君	鴻池祥馨君	佐々木知子君	斎藤滋宣君	清水嘉与子君	佐藤泰三君	近藤剛君	後藤博子君	小林温君	鴻池祥馨君	佐々木知子君	斎藤滋宣君	清水嘉与子君	佐藤泰三君	近藤剛君	後藤博子君	小林温君	鴻池祥馨君	佐々木知子君	斎藤滋宣君	清水嘉与子君	佐藤泰三君	近藤剛君	後藤博子君	小林温君	鴻池祥馨君	佐々木知子君		
朝日	脇	山本	山下	山崎	山崎	矢野	森元	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	森下	
俊弘君	雅史君	英利君	力君	哲朗君	恒雄君	博之君	要一君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	芳正君	
池口	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	修次君	
若林	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君

平成十四年四月十一日 参議院会議録第十七号

投票者氏名

官 報 (号 外)

長嶋	正行君	羽田雄一郎君
長谷川	清君	平田 健二君
広中和歌子君		福山 哲郎君
藤井 俊男君		藤原 正司君
本田 良一君		松井 孝治君
円 より子君		峰崎 直樹君
篠瀬 進君		柳田 稔君
山下八洲夫君		山根 隆治君
山本 孝史君		和田ひろ子君
若林 秀樹君		薬科 満治君
荒木 清寛君		魚住裕一郎君
草川 昭三君		風間 裕君
加藤 修一君		木庭健太郎君
沢 たまき君		白浜 一良君
高野 博師君		統 訓弘君
鶴岡 洋君		遠山 清彦君
浜田卓一郎君		浜四津敏子君
日笠 勝之君		福本 潤一君
松 あきら君		森本 晃司君
山口那津男君		山下 栄一君
山本 香苗君		山本 保君
市田 忠義君		井上 哲士君
井上 美代君		岩佐 幹幸君
渡辺 孝男君		大沢 恵美君
緒方 靖夫君		小池 晃君
小泉 紙		辰美君
宮本 林		井上 哲士君
畠野 富樫		岩佐 幹幸君
吉川 春子君		大門実紀史君
吉岡 紀子君		西山登紀子君
君枝君	練三君	八田ひろ子君
岩本 岩本	吉岡	筆坂 秀世君
岳志君	吉典君	莊太君

反対者氏名

中村	秀昭君	田村	大江
西岡	武夫君	康弘君	
平野	貞夫君		
広野	だし君		
山本	正和君		
大脇	雅子君		
福島	瑞穂君		
又市	征治君		
中村	敦夫君		
本岡	淵上	松岡満壽男君	田名部匡省君
	椎名	秀央君	高橋紀世子君
	昭次君	渡辺	
		田嶋	
		陽子君	
		貞雄君	
		素夫君	

名

官 報 (号 外)

平成十四年四月十一日 參議院會議錄第十七号

第明治三十五年三月三十日  
便物認可日

発行所  
二東京一  
番四都〇五  
号四港區一八  
省印局自  
電話  
03  
(3587)  
4294  
定価  
本号一部  
一本  
100円  
五百円